除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第７３号

静岡県藤枝市岡部町入野345番地の５
申立人　駿河金属株式会社
代表者代表取締役　岩堀　正義
権利を争う旨の申述の終期　平成26年１月23日
平成26年１月24日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＪＫ36870
金額　2,654,289円
支払期日　平成25年９月30日
支払地　大阪府大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行堂島支店
振出日　平成25年５月31日
振出地　大阪市
振出人　トップライズ株式会社　代表取締役社長　池田　富洋
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第７４号

東京都新宿区西新宿２丁目１番１号
申立人　東京フアブリツク工業株式会社
代表者代表取締役　清水　正晴
権利を争う旨の申述の終期　平成26年１月23日
平成26年１月24日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＪＴ77576
金額　182,650円
支払期日　平成25年12月11日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行大阪営業部
振出日　平成25年８月12日
振出地　大阪市
振出人　南海辰村建設株式会社　取締役社長　猪﨑　光一
受取人　東京ファブリック工業株式会社
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２号

長野県上伊那郡辰野町大字平出1403番地
債務者　有限会社白鳥研磨
代表者代表取締役　白鳥　季一
１　決定年月日時　平成26年２月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平島　史彦
４　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年５月14日午前11時
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第２９号

千葉市稲毛区小深町90番地の７
債務者　広葉運輸有限会社
代表者取締役　吉川　雅子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　義文
４　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１号

横浜市都筑区佐江戸町246番地
債務者　株式会社アクタス
代表者代表取締役　加納　源治
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　弘人
４　破産債権の届出期間　平成26年３月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午前11時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３５号

静岡県富士市中丸268番地の５
債務者　トータルシステムジャパン株式会社
代表者代表取締役　大出　純史（商業登記簿上の氏名杉山純史）
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梨本　勝
４　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後２時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２号

三重県志摩市大王町名田473番地１
債務者　有限会社飯田電器
代表者取締役　飯田　茂夫
１　決定年月日時　平成26年２月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　太
４　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前11時30分
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第４９号

熊本県玉名市中1974番地の３
債務者　有限会社スーパーナイン
代表者代表取締役　東　昌臣
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人大知
４　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５号

岐阜市大字折立字長瀬472番地
債務者　北星産業株式会社
代表者取締役　橋田　敏彦
１　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤　壽
４　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前11時20分
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号

新潟県新発田市豊町２丁目３番18号
債務者　株式会社グローバルミート
代表者代表取締役　斎藤　岩雄
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小海　要吉
４　破産債権の届出期間　平成26年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１号

兵庫県朝来市和田山町竹田220番地
債務者　株式会社太田家具
代表者代表取締役　太田　博文
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木下　和茂
４　破産債権の届出期間　平成26年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１号

神奈川県横須賀市二葉１丁目14番１―110号
債務者　株式会社清旬
代表者代表取締役　石倉　清人
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　権田　理司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２０９号

沖縄県宜野湾市野嵩１丁目43番11号
債務者　株式会社山内土木
代表者代表取締役　山内　昌一
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古堅　豊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時30分
那覇地方裁判所沖縄支部